特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、別表の68の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。介護保険に関する事務において必要となる書類については、窓口や郵送及びサービス検索・電子申請機能での受領により取得する。 1　資格管理業務 （1）介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 （2）介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 2　保険料賦課収納業務 （1）保険料の賦課、徴収、還付、充当及び減免に関する事務 （2）保険料滞納者に係る保険給付の支払方法の変更に関する事務 （3）保険給付の支払の一時差止めに関する事務 （4）保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 3　給付管理業務 （1）介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務（申請の受理、審査及び決定に関する事務を含む。） （2）高額医療合算介護（予防）サービス費支給に必要となる証明書に関する事務 （3）介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （4）居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （5）旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給の申請の受理、審査及び決定に関する事務 （6）高齢者及び障害者住宅改造助成事業補助金交付に関する事務 （7）社会福祉法人による利用者負担の軽減に係る補助金の交付に関する事務 4　認定管理業務 （1）要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定若しくは要介護（要支援）状態区分の変更の認定の申請の受理、主治医意見書の取り寄せ、訪問調査による認定調査票の作成、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5　老人施設入所関係業務 （1）老人施設入所の申請者対して、施設入所の措置の審査・決定に関する事務 （2）老人施設入所の費用の支弁につき、入所者からの入所費用の賦課・徴収に関する事務 6　保険者事務共同処理業務 　　高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う事務
③システムの名称	1　介護保険システム 2　介護保険認定システム 3　介護保険伝送システム 4　宛名管理システム 5　中間サーバー 6　団体内統合利用番号連携サーバー 7　収納消込システム 8　サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
1　介護保険情報ファイル　2　老人施設入所ファイル　3　介護保険認定情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法　第9条第1項　別表の41、68、101の項 ・番号法　第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第32条、第50条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法　第9条第1項　別表の41、68、101の項 ・番号法　第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第32条、第50条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八代市役所　健康福祉部介護保険課 〒866－8601　八代市松江城町1番25号　℡0965－32－1175 八代市役所　情報公開総合窓口（総務企画部文書統計課文書法規係） 〒866－8601　八代市松江城町1番25号　℡0965－33－4100

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市役所　健康福祉部介護保険課 〒866－8601　八代市松江城町1番25号　℡0965－32－1175

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者に対し、適切な監督を行うとともに、各種研修の受講を促進し、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する意識啓発を図っている。	
9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者に対し、適切な監督を行うとともに、各種研修の受講を促進し、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する意識啓発を図っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		事務の概要に以下を追加 6　保険者事務共同処理業務 　　高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う事務	事後	
平成27年12月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		3　給付管理業務に以下を追加 （6）高齢者及び障害者住宅改造助成事業補助金交付に関する事務	事後	
平成27年12月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠		法令上の根拠に以下を追加 ・番号法第9条第2項 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成28年9月9日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		3　給付管理業務に以下を追加 （7）社会福祉法人による利用者負担の軽減に係る補助金の交付に関する事務	事後	
平成28年9月9日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		法令上の根拠（情報照会の根拠）に以下を追加 ・番号法第19条第8号	事後	
平成28年9月30日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第2 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第2 　61、62、93、94の項 ・番号法第19条第8号	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第2 1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117、120の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第2 　61、62、93、94の項 ・番号法第19条第8号	事後	
平成28年9月28日	Ⅱしきい値判断 1．対象人数	平成27年4月24日　時点	平成28年7月31日　時点	事後	
平成28年9月28日	Ⅱしきい値判断 2．取扱者数	平成27年4月24日　時点	平成28年7月31日　時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長寿支援課長　秋田　壮男	長寿支援課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	Ⅳ　リスク対策	―	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 1．対象人数	平成28年7月31日　時点	平成30年12月17日　時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 2．取扱者数	平成28年7月31日　時点	平成30年12月17日　時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 1．対象人数	平成30年12月17日　時点	令和3年1月31日　時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 2．取扱者数	平成30年12月17日　時点	令和3年1月31日　時点	事後	
令和4年1月31日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第2 1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117、120の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第2 　61、62、93、94の項 ・番号法第19条第8号	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号　別表第2 1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117、120の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第2 　61、62、93、94の項 ・番号法第19条第8号	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 1．対象人数	令和3年1月31日　時点	令和4年1月31日　時点	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 2．取扱者数	令和3年1月31日　時点	令和4年1月31日　時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、別表第１の68の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、別表第１の68の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。介護保険に関する事務において必要となる書類については、窓口や郵送及びサービス検索・電子申請機能での受領により取得する。	事後	
令和5年1月31日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1　介護保険システム 2　老人施設入所システム 3　介護保険認定システム 4　介護保険伝送システム 5　宛名管理システム 6　中間サーバー 7　団体内統合利用番号連携サーバー 8　収納消込システム	1　介護保険システム 2　老人施設入所システム 3　介護保険認定システム 4　介護保険伝送システム 5　宛名管理システム 6　中間サーバー 7　団体内統合利用番号連携サーバー 8　収納消込システム 9　サービス検索・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月31日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法　第9条第1項　別表第1の41、68の項 ・番号法　第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第32条、第50条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法　第9条第1項　別表第1の41、68、101の項 ・番号法　第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第32条、第50条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和5年1月31日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号　別表第2 1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117、120の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第2 61、62、93、94の項 ・番号法第19条第8号	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号　別表第2 1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117、120の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第2 61、62、93、94、121の項 ・番号法第19条第8号	事前	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 1．対象人数	令和4年1月31日　時点	令和5年1月31日　時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 2．取扱者数	令和4年1月31日　時点	令和5年1月31日　時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署	①部署　健康福祉部長寿支援課 ②所属長の役職　長寿支援課長	①部署　健康福祉部介護保険課 ②所属長の役職　介護保険課長	事後	
令和5年1月31日	Ⅰ関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	八代市役所　健康福祉部長寿支援課 〒866－8601　八代市松江城町1番25号 TEL0965－32－1175 八代市役所　情報公開総合窓口（総務企画部文書統計課文書法規係） 〒866－8601　八代市松江城町1番25号 TEL0965－33－4100	八代市役所　健康福祉部介護保険課 〒866－8601　八代市松江城町1番25号 TEL0965－32－1175 八代市役所　情報公開総合窓口（総務企画部文書統計課文書法規係） 〒866－8601　八代市松江城町1番25号 TEL0965－33－4100	事後	
令和5年1月31日	Ⅰ関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八代市役所　健康福祉部長寿支援課 〒866－8601　八代市松江城町1番25号 TEL0965－32－1175	八代市役所　健康福祉部介護保険課 〒866－8601　八代市松江城町1番25号 TEL0965－32－1175	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断 1．対象人数	令和5年1月31日　時点	令和6年1月31日　時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断 2．取扱者数	令和5年1月31日　時点	令和6年1月31日　時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 1.個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、別表第1の68の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、別表の68の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法　第9条第1項　別表第1の41、68、101の項 ・番号法　第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第32条、第50条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法　第9条第1項　別表の41、68、101の項 ・番号法　第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第32条、第50条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法　第9条第1項　別表第1の41、68、101の項 ・番号法　第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第32条、第50条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法　第9条第1項　別表の41、68、101の項 ・番号法　第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第32条、第50条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断 1．対象者数　2．取扱者数	令和6年1月31日　時点	令和7年1月31日　時点	事後	
令和8年1月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1　介護保険システム 2　老人施設入所システム 3　介護保険認定システム 4　介護保険伝送システム 5　宛名管理システム 6　中間サーバー 7　団体内統合利用番号連携サーバー 8　収納消込システム 9　サービス検索・電子申請機能	1　介護保険システム 2　介護保険認定システム 3　介護保険伝送システム 4　宛名管理システム 5　中間サーバー 6　団体内統合利用番号連携サーバー 7　収納消込システム 8　サービス検索・電子申請機能		
令和8年1月31日	Ⅱしきい値判断 1．対象者数　2．取扱者数	令和7年1月31日　時点	令和8年1月31日　時点	事後	